

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく第一種地域
及び第二種地域

昭和 60 年1月 16 日
公安委員会告示第1号

改正 昭和 62 年4月 10 日公安委員会告示第 13 号 平成6年8月 16 日公安委員会告示第 20 号
平成8年1月9日公安委員会告示第 2号 平成8年2月 16 日公安委員会告示第5号
平成8年3月8日公安委員会告示第 8号 平成8年4月5日公安委員会告示第 13 号
平成8年4月9日公安委員会告示第 14 号 平成8年4月 12 日公安委員会告示第 15 号
平成8年4月 26 日公安委員会告示第 18 号 平成8年4月 30 日公安委員会告示第 19 号
平成8年7月 23 日公安委員会告示第 30 号 平成 10 年9月 18 日公安委員会告示第 44 号
平成 11 年2月 26 日公安委員会告示第 11 号 平成 11 年 11 月 12 日公安委員会告示第 48 号
平成 12 年 10 月 20 日公安委員会告示第 47 号 平成 17 年4月1日公安委員会告示第3号
平成 17 年5月 10 日公安委員会告示第8号 平成 17 年7月8日公安委員会告示第 15 号
平成 17 年 11 月 11 日公安委員会告示第 19 号 平成 17 年 12 月6日公安委員会告示第 22 号
平成 18 年3月7日公安委員会告示第6号 平成 18 年3月 10 日公安委員会告示第7号

[風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例\(昭和 59 年千葉県条例第 31 号\)第3条](#)の規定により、第一種地域及び第二種地域を次のとおりとする。

1 第一種地域

--	--	--

<p>千葉市</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 (以下「条例」という。)第2条第1号イに規定する地域</p>	<p>平成11年7月29日現在における第一種低層住居専用地域のうち緑区土気町53番から55番まで、56番1から56番6まで、57番から59番まで、60番1、60番2、61番、62番、63番1、63番2、64番から87番まで、88番1、88番2、89番、90番1から90番4まで、91番、92番1、92番2、93番から103番まで、104番1から104番3まで、105番から108番まで、109番1から109番3まで、110番から162番まで、163番1、163番2、164番から193番まで、194番1、202番2、203番、204番2合併1、204番1、220番2、220番4、220番12、220番27、220番28、221番1、221番2、222番、223番1、223番2、223番4、224番1、225番から236番まで、237番1、237番2、237番6、237番7、243番1、243番2、244番1、244番2、245番1、245番2、246番3、246番4、247番</p>
		<p>1、248番から256番まで、257番1、257番2、258番から262番まで、263番1、263番3、264番1、266番1、266番2、266番4、266番6、266番7、267番1、268番から270番まで、271番1、271番2、272番から276番まで、277番1から277番5まで、278番1、278番2、279番1、279番2、279番4、280番、281番、282番1、283番1、283番3、284番、285番1、285番3、288番1、288番3、288番4、288番9、288番11、288番12、289番1、290番1、290番2、291番、292番、293番1、293番2、294番1から294番4まで、296番1、296番5、296番6、1,697番1、1,697番2、1,698番、1,808番1から1,808番20まで、1,808番22、1,808番23、1,808番25から1,808番27まで、1,809番166、1,810番1から1,810番3まで、1,811番1から1,811番4まで、1,812番、1,813番1から1,813番6まで、1,814番1、1,814番2、1,815番、1,816番、1,817番1から1,817番6まで、1,818番1、1,818番2、1,819番から1,822番まで、1,823番1、1,823番2、1,824番から1,829番まで、1,831番1から1,831番7まで、1,832番から1,836番まで、1,837番1、1,837番2、1,838番から1,842番まで、1,843番1から1,843番8まで、1,844番から1,852番まで、1,853番1から1,853番6まで、1,854番から1,856番まで、1,857番1、1,857番3から1,857番16まで、1,858番1から</p>

		1,858 番 13 まで、1,859 番 1 及び 1,859 番 2 並びに小食土町 728 番から 733 番まで、734 番 1 から 734 番 27 まで、735 番、736 番 2 から 736 番 5 まで、737 番 1 から 737 番 7 まで、737 番 9 から 737 番 16 まで、738 番 1 から 738 番 5 まで、739 番 1 から 739 番 8 まで、740 番 1 から 740 番 12 まで、741 番、742 番 1 から 742 番 97 まで、956 番、957 番、958 番 1、958 番 2、959 番から 961 番まで、962 番 1、962 番 2、963 番 1、963 番 2、964 番 1 から 964 番 4 まで、965 番 1、965 番 2、966 番から 969 番まで、970 番 1、970 番 2、971 番 1 から 971 番 6 まで、972 番 1、973 番 1、973 番 2、974 番から 976 番まで、977 番 1、1,169 番 1 から 1,169 番 29 まで、1,169 番 30、1,169 番 31 から 1,169 番 48 まで、1,170 番 1 から 1,170 番 27 まで、1,170 番 34、1,170 番 35、1,170 番 37 から 1,170 番 42 まで、1,170 番 43 から 1,170 番 58 まで、1,170 番 60 から 1,170 番 93 まで、1,171 番 2、1,171 番 3 及び 1,171 番 7 から 1,171 番 9 までを除く地域
		平成 11 年 7 月 29 日現在における第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
銚子市	条例第 2 条 第 1 号イに規定する地域	平成 17 年 10 月 24 日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
		平成 17 年 10 月 24 日現在における第二種住居地域のうち犬吠埼及び長崎町を除く地域
	条例第 2 条 第 1 号ロに規定する地域	春日町 1,076 番地、三崎町一丁目 460 番地、471 番地及び 527 番地並びに豊里台一丁目、豊里台二丁目及び豊里台三丁目の地域
市川市	条例第 2 条 第 1 号イに規定する地域	平成 8 年 2 月 16 日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
船橋市	条例第 2 条 第 1 号イに規定する地域	平成 8 年 3 月 28 日現在における第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域
		平成 8 年 3 月 28 日現在における住居地域のうち本中山七丁目 37 番から 55 番まで及び 96 番、海神四丁目 430 番 2、430 番 4、430 番 14、430 番 17 から 430 番 19 まで、432

		番、433番、461番1、461番3、461番5及び461番9、海神五丁目480番から482番まで、海神六丁目432番、483番、484番、485番15、485番19、485番22、485番23、485番29から485番31まで、485番34及び485番37、丸山五丁目32番2、32番4、33番2から33番4まで及び35番43、馬込町723番、755番、757番、759番4及び760番、二和東五丁目114番13、114番21、114番22、115番1、115番11、115番12、115番14から115番17まで、115番38から115番43まで、117番5、119番6、119番11、121番7及び121番21、西習志野二丁目913番、915番及び916番、習志野台一丁目917番から923番まで、高根台七丁目3,231番及び3,234番、三咲二丁目282番1、282番3、282番6、282番7、283番1、284番6、284番19から284番21まで、284番32及び286番6、三咲五丁目305番2から305番4まで、306番1から306番4まで、306番6、307番2、307番3、308番1及び308番8、習志野台四丁目685番1から685番3まで、685番5から685番7まで、686番1から686番17まで及び687番1並びに宮本八丁目247番1、247番7、249番4、249番5、249番17から249番21まで、314番2、316番2及び317番を除く地域
館山市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年4月17日現在における第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
木更津市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年2月8日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
松戸市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年3月28日現在における第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域
		平成8年3月28日現在における住居地域のうち松戸新田字庚申前419番3、420番3から420番5まで、420番7から420番10まで、420番12、420番13及び420番15から420番17まで、字久右工門屋敷456番21、456番22、456番24、456番25、456番27、456番30、456番34、456番35、460番1、460番2、460番4及び462番1から462

		番3まで並びに字上丸山 264 番2、264 番3、265 番2から265 番6まで、265 番 15 から 265 番 17 まで、266 番 10 から 266 番 12 まで、266 番 14、266 番 15、269 番2、269 番 9から 269 番 11 まで、270 番6、270 番 10、270 番 11、270 番 19、370 番3及び 370 番 13 から 370 番 18 まで並びに五香六実字一文字 19 番 19、19 番 38、19 番 41、19 番 44、19 番 73、19 番 74、19 番 88、19 番 126、19 番 128、19 番 136、19 番 140、19 番 154、19 番 158、19 番 164、19 番 171、19 番 213、19 番 248 から 19 番 250 まで、19 番 258、19 番 259、19 番 339、19 番 364 から 19 番 370 まで、19 番 380、19 番 381、19 番 398、19 番 399、19 番 401、19 番 428、19 番 438、19 番 450 から 19 番 453 まで、19 番 481、19 番 482、19 番 490、19 番 492、21 番 38、21 番 68、21 番 151 から 21 番 156 まで、21 番 201、21 番 249、21 番 252、21 番 262 から 21 番 264 まで、21 番 271 及び 21 番 273 を除く地域
野田市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成 17 年 2 月 22 日現在における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
佐原市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成 17 年 10 月 24 日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	条例第2条 第1号ロに規定する地域	みずほ台一丁目、みずほ台二丁目及びみずほ台三丁目の地域
茂原市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成 17 年 3 月 31 日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
成田市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成 17 年 10 月 24 日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
佐倉市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成 10 年 12 月 11 日現在における第一種低層住居専用地域

	号イに規定する地域	地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
東金市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年9月1日現在における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	条例第2条 第1号ロに規定する地域	季美の森東一丁目及び季美の森東二丁目の地域並びに求名2番地、16番地、17番地、27番地、37番地及び389番地並びに道庭987番地及び1,193番地の地域
旭市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年9月1日現在における第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
習志野市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年1月17日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
柏市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年5月26日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
勝浦市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年3月31日現在における第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
市原市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年3月6日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
	条例第2条 第1号ロに規定する地域	南岩崎字小勝山台、字新田台、字新田、字金比羅台678番、字多田良671番5から671番31まで、671番43から671番45まで、671番47及び671番48並びに字竹林587番3から587番12まで及び587番14、上高根字北柳作1,262番2、1,262番5、1,263番1、1,264番3から1,264番10まで及び1,264番13から1,264番15まで、字中台並びに字小谷1,316番、1,321番、1,336番4から1,336番15まで、1,337番3から1,337番8まで及び1,337番40、

		南岩崎字諏訪原、寺谷字吉野 21 番 3、21 番 5 から 21 番 7 まで及び 21 番 9 から 21 番 29 まで並びに字的場 1 番 3、1 番 5 から 1 番 10 まで及び 1 番 12 から 1 番 21 まで、西国吉字吉野、字新林、字赤坂 1,684 番、字台 1,666 番 8 から 1,666 番 11 まで及び 1,666 番 13 から 1,666 番 22 まで、字平田山 1,643 番から 1,645 番まで、字旧吉野 1,719 番及び 1,720 番、字庚申山並びに字永井 993 番、鶴舞字北富士台 1,053 番から 1,055 番まで及び 1,060 番並びに字西富岡 958 番及び 959 番並びに石川字小関谷 304 番、306 番、336 番から 341 番まで、353 番 1、355 番 1 から 355 番 5 まで、356 番 1 及び 356 番 9 から 356 番 14 まで、字岡田 484 番から 486 番まで、字古宿 445 番から 448 番まで、453 番、455 番、459 番、463 番から 467 番まで、474 番から 476 番まで及び 480 番並びに字小山 524 番から 527 番までの地域
流山市	条例第2条 第 1 号イに規定する地域	平成 17 年 5 月 26 日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
八千代市	条例第2条 第 1 号イに規定する地域	平成 12 年 6 月 1 日現在における第一種低層住居専用地域のうち大和田新田字八幡後 1,098 番 1、1,098 番 2、1,098 番 5 から 1,098 番 10 まで、1,098 番 22、1,098 番 23、1,098 番 33、1,099 番 2 及び 1,099 番 3、字仲木戸前 1,140 番 1、1,141 番、1,142 番、1,143 番 1、1,143 番 2、1,143 番 4、1,143 番 8、1,143 番 9、1,143 番 13、1,143 番 15 から 1,143 番 23 まで、1,143 番 25、1,143 番 28、1,143 番 29、1,143 番 33、1,143 番 34、1,143 番 36 から 1,143 番 39 まで、1,143 番 42、1,144 番 1、1,145 番 1、1,145 番 2、1,146 番 1 から 1,146 番 13 まで、1,147 番 1 から 1,147 番 3 まで、1,148 番 1、1,148 番 2、1,149 番 1 から 1,149 番 5 まで、1,149 番 7、1,150 番 1、1,150 番 13、1,150 番 15、1,150 番 17、1,150 番 19、1,150 番 26、1,150 番 31、1,154 番 3、1,154 番 5、1,154 番 33、1,154 番 42、1,155 番 1、1,155 番 2、1,156 番 1 から 1,156 番 5 まで、1,157 番 1 から 1,157 番 6 まで、1,158 番 1 から 1,158 番 4 まで、1,159 番 1、1,159 番 2、

	<p>1,160 番1から 1,160 番4まで、1,161 番1から 1,161 番3まで、1,162 番1から 1,162 番3まで、1,163 番1から 1,163 番6まで、1,164 番1から 1,164 番 52 まで、1,164 番 55、1,164 番 56、1,164 番 58 から 1,164 番 76 まで及び 1,168 番、字石亀台 1,169 番1から 1,169 番 36 まで、1,170 番、1,171 番1から 1,171 番 13 まで、1,172 番1から 1,172 番3まで、1,173 番、1,174 番1から 1,174 番 12 まで、1,174 番 14、1,174 番 15、1,175 番1から 1,175 番 13 まで、1,176 番1から 1,176 番 21 まで、1,177 番1から 1,177 番8まで、1,178 番 1 から 1,178 番5まで、1,179 番1から 1,179 番3まで、1,180 番1から 1,180 番8まで及び 1,181 番1から 1,181 番 3 まで、字坪井向 1,182 番1、1,184 番1、1,184 番3、1,185 番1、1,185 番2、1,186 番、1,187 番、1,188 番、1,189 番、1,190 番、1,191 番1から 1,191 番 13 まで、1,194 番から 1,204 番まで、1,205 番1、1,205 番2、1,206 番1、1,206 番 2、1,207 番1から 1,207 番3まで、1,208 番1、1,208 番2、1,209 番1、1,209 番2、1,211 番、1,212 番1、1,212 番2、1,213 番1から 1,213 番 19 まで、1,214 番、1,215 番1から 1,215 番3まで、1,216 番1、1,216 番2、1,217 番1、1,217 番2、1,218 番、1,219 番、1,220 番1、1,220 番2、1,221 番 1、1,221 番2、1,222 番及び 1,223 番、字八王寺台 1,224 番1、1,224 番3から 1,224 番6まで、1,225 番1から 1,225 番6まで、1,226 番、1,227 番1、1,227 番2、1,228 番1か</p>
	<p>ら 1,228 番 102 まで、1,229 番1から 1,229 番 47 まで、1,229 番 51、1,229 番 56 から 1,229 番 90 まで、1,230 番1から 1,230 番 25 まで及び 1,231 番1から 1,231 番8まで並びに字庚申山 1,232 番1から 1,232 番9まで、1,233 番1から 1,233 番3まで、1,235 番2、1,236 番から 1,245 番まで、1,246 番1から 1,246 番4まで、1,247 番1から 1,247 番 11 まで、1,248 番1、1,248 番2、1,250 番1から 1,250 番8まで、1,251 番1から 1,251 番5まで、1,252 番から 1,263 番まで、1,264 番1、1,264 番2、1,265 番、1,266 番1、1,267 番 1、1,267 番2、1,268 番、1,269 番1、1,269 番2、1,270 番、1,271 番、1,272 番1、1,272 番2、1,273 番、1,274 番1、1,274 番3、1,274 番4、1,275 番、1,276 番1、1,276 番2、1,277 番1、1,277 番2、1,278 番、1,279 番1、1,279 番2、</p>

1,280番、1,281番1、1,281番2、1,282番、1,283番1、
1,283番2、1,284番1から1,284番5まで及び1,285番並
びに吉橋字西内野1,847番1、1,847番2、1,848番、1,849
番、1,849番2、1,851番、1,852番1から1,852番3まで、
1,853番、1,854番1、1,855番から1,859番まで及び1,860
番1から1,860番3まで、字石神1,861番1から1,861番3
まで、1,862番1から1,862番3まで、1,863番1から1,863
番4まで、1,864番1から1,864番5まで、1,865番1から
1,865番3まで、1,866番1、1,866番2、1,866番4、1,866
番5、1,866番7、1,867番1から1,867番4まで、1,868番
1、1,868番2、1,869番1、1,869番2、1,870番1、1,870番
2、1,871番1から1,871番3まで、1,872番1から1,872番
3まで、1,873番、1,874番、1,875番1から1,875番3まで、
1,875番5、1,875番6、1,876番1、1,876番3、1,876番4、
1,877番、1,878番1、1,878番2、1,879番1から1,879番4
まで、1,880番、1,881番1、1,881番2、1,882番1から
1,882番4まで、1,883番、1,884番、1,885番1、1,885番2、
1,886番1から1,886番3まで、1,887番1、1,887番2、
1,887番5、1,888番から1,892番まで、1,893番1、1,893
番2、1,894番、1,895番1から1,895番3まで、1,896番、
1,897番1から1,897番3まで、1,898番から1,910番まで、
1,911番11、1,912番、1,913番、1,914番1、1,914番2、
1,915番から1,917番まで、1,918番1、1,918番2、1,919
番から1,924番まで、1,925番1、1,925番2、1,926番1、
1,926番2、1,927番、1,928番、1,929番1、1,929番2及び
1,930番、字西芝山2,299番2、2,300番、2,301番4、2,301
番7、2,302番1、2,302番2、2,303番1から2,303番6ま
で、2,303番8、2,303番9、
2,304番、2,305番、2,306番1、2,306番2、2,307番、2,308
番1、2,308番2、2,309番、2,310番1から2,310番3まで、
2,311番1、2,311番2、2,312番から2,317番まで、2,318
番1、2,318番2、2,319番から2,326番まで、2,327番1、
2,327番2、2,328番、2,329番1、2,329番2、2,330番1か
ら2,330番3まで、2,331番、2,333番から2,336番まで、
2,337番1、2,337番2、2,338番1、2,338番2、2,339番、
2,340番、2,342番、2,345番から2,349番まで、2,350番1、

	<p>2,350 番2、2,351 番、2,352 番、2,353 番1から 2,353 番 10 まで、2,354 番1、2,354 番2、2,355 番1、2,355 番2、2,356 番1から 2,356 番4まで、2,357 番、2,358 番1、2,358 番3、 2,359 番、2,360 番、2,361 番1、2,361 番2、2,362 番1から 2,362 番 30 まで、2,363 番1、2,363 番3から 2,363 番7ま で、2,363 番9、2,363 番 10、2,363 番 12 から 2,363 番 33 まで、2,363 番 35 から 2,363 番 52 まで、2,364 番、2,365 番1から 2,365 番 101 まで、2,365 番 103 から 2,365 番 136 まで、2,366 番1から 2,366 番3まで、2,367 番、2,368 番、 2,369 番1から 2,369 番3まで、2,370 番1から 2,370 番5ま で、2,371 番1から 2,371 番3まで、2,372 番1から 2,372 番 3まで、2,374 番1から 2,374 番6まで、2,375 番及び 2,376 番1から 2,376 番6まで、字新山 2,377 番から 2,379 番ま で、2,381 番から 2,383 番まで、2,384 番1、2,384 番2、 2,385 番1から 2,385 番3まで、2,386 番1から 2,386 番3ま で、2,387 番1から 2,387 番 61 まで、2,388 番1から 2,388 番4まで、2,389 番1、2,389 番2、2,392 番、2,394 番1及び 2,396 番、字東向 2,701 番1、2,701 番2、2,702 番、2,703 番1から 2,703 番3まで、2,704 番1から 2,704 番3まで、 2,705 番1から 2,705 番3まで、2,706 番1、2,706 番2、 2,707 番1及び 2,707 番2、字前畑 2,711 番1、2,711 番2、 2,711 番4、2,712 番から 2,715 番まで、2,717 番、2,718 番、 2,720 番から 2,724 番まで、2,725 番1、2,725 番2、2,726 番1、2,726 番2、2,727 番1、2,728 番1、2,729 番1、2,729 番2及び 2,732 番、字宮ノ下 3,039 番1及び 3,039 番2、</p>
	<p>字宮ノ前 3,072 番、3,073 番1から 3,073 番3まで、3,074 番 から 3,076 番まで、3,077 番1、3,077 番2、3,078 番、3,079 番、3,080 番1から 3,080 番4まで、3,081 番、3,082 番、 3,084 番、3,085 番、3,086 番1、3,086 番3、3,087 番、3,088 番1から 3,088 番4まで、3,090 番、3,091 番、3,092 番1か ら 3,092 番3まで、3,093 番、3,094 番、3,095 番1、3,095 番 2、3,096 番から 3,098 番まで、3,099 番1及び 3,099 番2並 びに字八王子 3,100 番、3,101 番2、3,102 番、3,103 番1 から 3,103 番5まで、3,104 番、3,105 番1、3,105 番2、 3,106 番1、3,106 番2、3,107 番1から 3,107 番3まで、 3,108 番1、3,108 番2、3,109 番、3,110 番、3,111 番1、</p>

		3,111 番2、3,112 番1から 3,112 番4まで、3,113 番、3,114 番1、3,114 番2、3,115 番1から 3,115 番3まで、3,116 番から 3,121 番まで、3,122 番1、3,122 番2、3,123 番1から 3,123 番3まで、3,124 番1から 3,124 番3まで、3,125 番1、3,125 番2、3,126 番1、3,126 番2、3,127 番1から 3,127 番4まで、3,128 番1から 3,128 番6まで及び 3,129 番1から 3,129 番4を除く地域
		平成 12 年5月 12 日現在における第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
我孫子市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成 17 年5月 26 日現在における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
鎌ヶ谷市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年2月 16 日現在における第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域 平成8年2月 16 日現在における住居地域のうち道野辺 420 番1、420 番6、421 番、422 番1及び 423 番、くぬぎ山五丁目9番 126、9番 143、9番 201、9番 211 から9番 219 まで、9番 234、9番 237、9番 238、9番 274、9番 275、9番 277、13 番 78、13 番 102、13 番 103、13 番 113、13 番 114、13 番 116 から 13 番 118 まで、13 番 135 から 13 番 137 まで及び 18 番 37 並びに串崎新田 229 番 4 及び 229 番 8 から 229 番 17 までを除く地域
君津市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年2月8日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
富津市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年2月8日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
浦安市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年2月 16 日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域

四街道市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成10年12月14日現在における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
袖ヶ浦市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年4月17日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
八街市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年1月17日現在における第二種住居専用地域及び住居地域
印西市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年1月17日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
富里市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年10月24日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	条例第2条 第1号ロに規定する地域	七栄25番地、26番地及び35番地から37番地まで、新橋711番地、713番地、760番地、763番地、767番地、772番地及び847番地並びに根木名787番地、814番地、816番地、819番地、823番地、828番地、834番地、839番地及び1,023番地から1,058番地までの地域
匝瑳市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年9月1日現在における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
いすみ市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年3月31日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
印旛郡酒々井町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年1月17日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
印旛郡印旛村	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年1月17日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域

印旛郡 白井町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年1月17日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
印旛郡 本埜村	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年1月17日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
印旛郡 栄町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年10月24日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
	条例第2条 第1号ロに規定する地域	南ヶ丘一丁目及び南ヶ丘二丁目の地域
香取郡 下総町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年10月24日現在における第一種住居地域
香取郡 大栄町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年10月24日現在における第一種低層住居専用地域、第一種住居地域及び準住居地域
香取郡 小見川町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年10月24日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
香取郡 多古町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年10月24日現在における第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
香取郡 東庄町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年10月24日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
匝瑳郡 光町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年9月1日現在における第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
山武郡 大網白里町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年9月1日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	条例第2条 第1号イに規定する地域	季美の森南一丁目、季美の森南二丁目、季美の森南三

	号口に規定する地域	丁目、季美の森南四丁目及び季美の森南五丁目の地域
山武郡 九十九里町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年9月1日現在における第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
山武郡 成東町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年9月1日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び準住居地域
	条例第2条 第1号口に規定する地域	成東 2,620番地、2,626番地、2,647番地、2,661番地、2,662番地、2,677番地、2,680番地、2,706番地、2,710番地、2,725番地、2,733番地、2,742番地、2,788番地、2,810番地、2,819番地、2,826番地、2,935番地、2,955番地、2,973番地、2,975番地及び2,979番地から2,981番地までの地域
山武郡 山武町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年9月1日現在における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
山武郡 松尾町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年9月1日現在における第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び準住居地域
山武郡 横芝町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年9月1日現在における第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
山武郡 芝山町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年9月1日現在における第一種住居地域
長生郡 一宮町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年3月31日現在における第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
長生郡 長生村	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年3月31日現在における第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
長生郡 白子町	条例第2条 第1号イに規定する	平成17年3月31日現在における第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

	地域	
夷隅郡 御宿町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年3月31日現在における第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
備考		
<p>1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」及び「準住居地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。</p> <p>2 「第一種住居専用地域」、「第二種住居専用地域」及び「住居地域」とは、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)による改正前の都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域をいう。</p>		

2 第二種地域

千葉市	平成6年3月31日現在における商業地域のうち中央区登戸一丁目、登戸三丁目、登戸四丁目、新宿一丁目、問屋町、千葉港、長洲一丁目1番、4番から19番まで、21番、22番、24番から30番まで、33番及び34番、市場町1番及び2番並びに中央四丁目10番、11番及び13番から15番まで、美浜区真砂三丁目、真砂四丁目、磯辺五丁目、磯辺六丁目、稲毛海岸四丁目1番22、1番23、1番25、1番99から1番371まで、1番421、1番423、1番426から1番429まで、1番431から1番437まで、1番439、1番440、1番446から1番457まで及び1番513から1番516まで並びに高洲四丁目並びに緑区鎌取町、有吉町、茂呂町、大椎町及び小食土町を除く地域
銚子市	平成17年10月24日現在における商業地域
市川市	平成5年11月25日現在における商業地域のうち鬼高一丁目を除く地域
船橋市	平成6年3月31日現在における商業地域
館山市	平成8年4月17日現在における商業地域

木更津市	平成6年3月31日現在における商業地域
松戸市	平成5年11月25日現在における商業地域のうち新松戸四丁目14番から31番までを除く地域
野田市	平成17年2月22日現在における商業地域
佐原市	平成17年10月24日現在における商業地域
茂原市	平成17年3月31日現在における商業地域
成田市	平成17年10月24日現在における商業地域
佐倉市	平成6年3月31日現在における商業地域のうち上座を除く地域
東金市	平成17年9月1日現在における商業地域
旭市	平成17年9月1日現在における商業地域
習志野市	平成6年3月31日現在における商業地域
柏市	平成17年5月26日現在における商業地域
勝浦市	平成17年3月31日現在における商業地域
市原市	平成6年3月31日現在における商業地域のうち草刈、五井字南下町2,730番1、2,731番1、2,731番2、2,732番1、2,733番1から2,733番6まで、2,733番8から2,733番10まで、2,735番1、2,782番から2,785番まで、2,792番1から2,792番3まで、2,793番、2,794番1から2,794番3まで、2,795番及び2,796番1から2,796番4まで並びに字三反町1,544番1、1,544番2、1,545番1、1,545番2、1,546番1、1,546番3から1,546番6まで、1,549番1、1,550番1、1,551番1、1,552番から1,555番まで、1,569番、1,570番1、1,570番2及び1,571番1並びに出津字三反町480番1から480番3までを除く地域
流山市	平成17年5月26日現在における商業地域
八千代市	平成6年3月31日現在における商業地域のうち大和田新田、吉橋、ゆりのき台三丁目を除く地域
我孫子市	平成17年5月26日現在における商業地域
鎌ヶ谷市	平成6年3月31日現在における商業地域
君津市	平成6年3月31日現在における商業地域
富津市	平成6年3月31日現在における商業地域
浦安市	平成6年3月31日現在における商業地域
四街道市	平成6年3月31日現在における商業地域
袖ヶ浦市	平成8年4月17日現在における商業地域

八街市	平成6年3月31日現在における商業地域
印西市	平成8年4月16日現在における商業地域
匝瑳市	平成17年9月1日現在における商業地域
いすみ市	平成17年3月31日現在における商業地域
香取郡小見川町	平成17年10月24日現在における商業地域
山武郡大網白里町	平成17年9月1日現在における商業地域
長生郡白子町	平成17年3月31日現在における商業地域
夷隅郡御宿町	平成17年3月31日現在における商業地域
備考 「商業地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。	